

## ○羽島市防災ステーション条例

平成22年12月28日

条例第18号

### (設置)

第1条 市民の防災意識の向上及び災害時における円滑かつ効果的な防災活動の拠点として、羽島市防災ステーション（以下「ステーション」という。）を設置する。

### (位置)

第2条 ステーションの位置は、羽島市下中町石田701番地とする。

### (用途)

第3条 ステーションは、次に掲げる用途に供するものとする。

- (1) 災害時における情報収集
- (2) 災害時における応急対策活動及び緊急復旧活動
- (3) 災害時における避難所
- (4) 防災用資機材の備蓄及び保管
- (5) 防災に関する講習会の開催
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

### (施設の使用)

第4条 ステーションの施設で、別表に掲げるものについては、前条に規定するステーションの用途に支障がなく、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、市の事業及び一般の使用に供することができる。

- (1) 防災教育、防災に関する会議等に使用するとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

### (使用の許可)

第5条 ステーションの施設を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、市の事業として使用しようとする場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

### (使用の不許可)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。
- (3) 施設、附属設備及び備品（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ステーションの管理上支障をきたすおそれがあると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ステーションの使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に対し、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命じることができる。

- (1) ステーションを防災活動に使用するとき又は使用する見込みがあるとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ステーションの管理上支障があるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し又は使用の停止によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第8条 ステーションの施設を使用しようとするものは、施設等を使用する前に別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市の事業として使用する場合は、別に定める。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部を返還することができる。

- (1) 前条第1項第1号又は第3号の規定により使用の許可が取り消され、又は使用の停止が命じられ、ステーションの使用ができなかつたとき。
- (2) 使用者が使用する日の7日前までに使用の取りやめの申出をし、市長がこれを認めたとき。
- (3) 使用者の責めによらない理由によりステーションの使用ができないとき。

(譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、ステーションの使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたとき若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちにその施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽島市防災ステーション条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月22日条例第22号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の羽島市防災ステーション条例別表の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第4条、第8条関係）

区分	使用料				
	午前 9時～12時	午後 13時～16時	夜間 17時～21時	全日 9時～21時	使用時間延長 (1時間につき)
避難所 (半面)	330円	490円	660円	1,210円	160円
避難所 (全面)	660円	980円	1,320円	2,420円	320円
会議室	410円	410円	520円	1,360円	210円
和室	410円	410円	520円	1,360円	210円
市の事業 として使 用する設 備等	市長が別に定める。				

備考 30分に満たない時間は切り捨て、30分以上1時間に満たない時間は1時間とする。